



第1節 病理標本作製料

N000 病理組織標本作製（1臓器につき）

【点数の見直し】

880点 → 860点

定する。

N003 術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）

【注の削除】

注 テレパソロジーにより行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。 → (削除)

N003-2 術中迅速細胞診（1手術につき）

【注の削除】

注 テレパソロジーにより行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。 → (削除)

N004 細胞診（1部位につき）

<p>【注の新設】</p>		<p>(新設) → 注 過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、所定点数に85点を加算する。</p>
<p>N 0 0 5 HER2 遺伝子標本作製</p> <p>【項目の見直し】</p>		<p>2,500点 →</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 単独の場合 2,700点</li> <li>2 区分番号N 0 0 2に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の3による病理標本作成を併せて行った場合 3,050点</li> </ul>
<p>第2節 病理診断・判断料</p>		
<p>N 0 0 6 病理診断料</p> <p>【点数の見直し】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 組織診断料</li> <li>2 細胞診断料</li> </ul>	<p>500点 → 400点</p> <p>240点 → 200点</p>
<p>【注の追加】</p>		<p>(追加) → 注4 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。</p> <p>イ 病理診断管理加算1</p>

(1) 組織診断を行った場合	120点
(2) 細胞診断を行った場合	60点
ロ 病理診断管理加算2	
(1) 組織診断を行った場合	320点
(2) 細胞診断を行った場合	160点